

岩手県告示第184号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、漁港の区域を次のとおり変更する。

平成30年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 漁港の名称 第2種唐丹漁港
- 2 漁港の所在地 釜石市
- 3 変更後の漁港の区域

水 域	陸 域
次のア点からキ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するイ点からキ点並びに次のク点からニ点までを順次結んだ線、次のニ点並びに同欄に規定するア点及びイ点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しょ
ア点 北緯39度12分23秒3700 東経141度53分56秒5583	ク点 北緯39度12分30秒6632 東経141度53分11秒7748
イ点 北緯39度12分13秒5802 東経141度53分37秒7469	ケ点 北緯39度12分30秒6327 東経141度53分12秒1292
ウ点 北緯39度12分14秒8877 東経141度53分26秒4386	コ点 北緯39度12分32秒6389 東経141度53分12秒6614
エ点 北緯39度12分22秒4184 東経141度53分26秒6537	サ点 北緯39度12分34秒5814 東経141度53分14秒2702
オ点 北緯39度12分26秒9967 東経141度53分11秒6509	シ点 北緯39度12分35秒0224 東経141度53分14秒3160
カ点 北緯39度12分27秒8151 東経141度53分11秒7585	ス点 北緯39度12分36秒4529 東経141度53分13秒0161
キ点 北緯39度12分28秒2565 東経141度53分11秒6310	セ点 北緯39度12分37秒7431 東経141度53分12秒9475
	ソ点 北緯39度12分37秒6702 東経141度53分15秒5410
	タ点 北緯39度12分33秒4256 東経141度53分22秒5581
	チ点 北緯39度12分35秒1655 東経141度53分28秒8147
	ツ点 北緯39度12分32秒4461 東経141度53分34秒4995
	テ点 北緯39度12分36秒4036 東経141度53分42秒2103
	ト点 北緯39度12分34秒5777 東経141度53分48秒6055
	ナ点 北緯39度12分28秒6591 東経141度53分48秒5307
	ニ点 北緯39度12分28秒2052

東経141度53分57秒4991